

参議院社会労働委員会會議録第四号

昭和三十七年八月二十八日(火曜日)

午前十時二十二分開会

委員の異動

八月二十四日

辞任

武内 五郎君
亀田 得治君

補欠選任
柳岡 秋夫君
藤原 道子君

八月二十七日

辞任

柳岡 秋夫君

補欠選任
久保 等君

八月二十八日

辞任

久保 等君

補欠選任
柳岡 秋夫君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

加瀬 完君

鹿島 俊雄君

高野 一夫君

小柳 勇君

紅霞 みつ君

佐藤 芳男君

竹中 恒夫君

丸茂 重貞君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

久保 等君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

村尾 重雄君

國務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生省公衆衛生局長

厚生省業務局長

事務局長

常任委員

会専門員

説明員

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

大蔵省関税局長

海上保安庁警備救難部長

野田 章君

荻野 鍾一郎君

前川 憲一君

忠樹君

増本 甲吉君

西村 英一君

尾村 偉久君

牛丸 義留君

牛丸 義留君

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

大蔵省関税局長

海上保安庁警備救難部長

野田 章君

荻野 鍾一郎君

前川 憲一君

忠樹君

増本 甲吉君

西村 英一君

尾村 偉久君

牛丸 義留君

牛丸 義留君

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

林 塩君

西村 英一君

尾村 偉久君

牛丸 義留君

牛丸 義留君

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

大蔵省関税局長

海上保安庁警備救難部長

野田 章君

荻野 鍾一郎君

前川 憲一君

忠樹君

増本 甲吉君

西村 英一君

尾村 偉久君

牛丸 義留君

牛丸 義留君

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

大蔵省関税局長

海上保安庁警備救難部長

野田 章君

荻野 鍾一郎君

前川 憲一君

忠樹君

増本 甲吉君

西村 英一君

尾村 偉久君

牛丸 義留君

牛丸 義留君

警察庁保安局長

法務省刑事局長

青少年課長

大蔵省関税局長

海上保安庁警備救難部長

野田 章君

荻野 鍾一郎君

して調査を行なうことになっておりますので、委員の御質疑の前に、厚生省、警察庁、法務省、大蔵省関係から同問題について御説明を承ることにいたします。

政府側の出席者は、厚生省業務局長牛丸義留君、警察庁保安局長荻野鍾一郎君、法務省刑事局長荻野鍾一郎君、大蔵省関税局長前川憲一君であります。順次御説明を願います。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記をつけて。

○政府委員(牛丸義留君) お手元の資料の「昭和三十六年における麻薬事犯の実態とその取締概況」という資料がございますので、その項目につきまして、おもな点を御説明申し上げたいと思います。

まず第一に、二ページの「麻薬事犯の現況」というその項目でございますが、これは最近のわが国の麻薬事犯というものが非常に隠密になり、かつ、巧妙な手口になってきているというところを前回も申し上げたのでございますが、昭和三十六年の事犯件数は、別の資料で「昭和三十六年における麻薬・あへん・大麻に関する違反統計」というのがございまして、そこに詳細な資料を数字として記載しております。

その概括的なことを申し上げますと、三十六年度違反件数が二千二百三十五件、検挙された人間の数が二千六百六十五名の検挙でございます。これは戦

後最大の検挙数を示しているわけでございます。昭和三十五年の統計の資料と比較いたしますと、件数において一三%、人員において一五%の増加を示しているわけでございます。そのうちのほとんどが麻薬取締法関係の違反でございます。まして、あへん・法の関係、それから大麻取締法関係というものがわずかにあるわけでございます。

違反者の数を性別に申し上げますと、男が二千七十八名、女が五百八十七名、これも昨年に比較しましてそれぞれ増加しているわけでございます。それで、こういう最近の違反者の傾向といたしまして、その次の三ページに要約しておきましたので、その点を御説明申し上げたいと思います。

第一の点は、一段と国際化した、悪質、巧妙化してきたということが一つの特徴というふうに考えられます。わが国につきましては、麻薬事犯の大部分がヘロインによるものであるということ、統計でも示されているとおりでございますが、前回も御説明申し上げたわけでございますが、そのヘロインは、製造も処理も、わが国では許されておきませんので、すべて海外からの不正の密輸入がおもでございます。

そうして、その密輸入者は、日本・香港の間の国際電話等によって絶えず連絡をとって取り引きの割符を交換するとか、その他のいろいろな手を用いて麻薬の密輸入をやっているわけでございます。非常にその手段は巧妙化し、国際性を帯びてきているということが一

つの特徴と考えられるわけでございます。

第二の点は、密輸の陸揚げ地点が従来と変わってきたという点の一つの特徴と考えられます。従来は、一般の貿易港でございます神戸、大阪、横浜などが一番の陸揚げの港湾であつたわけでございますが、そういうところに非常に取り締まりも厳重でございますので、取り締まりが、一般の貿易港に比べて緩和であると考えるような港湾に目をつけて、そういうところを利用していろいろな事犯が出てきているわけでございます。三十六年においては、相生港というような、そういうふうな従来みられなかつたようなところが一つの陸揚げ地点になっている。そういう点も一つの傾向と考えられるわけでございます。

その次は、アヘンの密輸事件が従来よりも増加してきたということが一つの特徴でございます。

それから、その次は、麻薬の密輸のルートが従来と変わってきた。従来は、香港から日本にくるといふのが代表的な密輸のルートでございますが、最近では、むしろバンコック方面からの密輸のルートというのがだんだんとクローズ・アップされてきたというものが特徴でございます。それから、俗に赤ネタといつてこれはヘロインの中で最も粗製のものでございますが、そういうものが朝鮮方面から密輸されているという点も最近の一つの傾向でございます。

一

それから、その次の点は、単独の事件が減少して、非常に組織化してきたということが一つの特徴というふうに考えられます。

それから、その次の点は密売のルートが非常に分かれてきている。これは国内に入ってから問題でございまして、そういう点なり、あるいは密売の手口が非常に変わってきた。一人々々の販売じゃなくて、それを十人なら十人というふうなものをまとめて、そして販売する場所もそのつど変えていくというふうな取り締まりの目をくぐって、巧妙な方法で密売をするというふうな点がだんだんと最近の特殊な傾向というふうに考えられます。

それから、その次の点は、三人のグループが非常に高層化してきた。これはあとで一つの密売の組織を御説明申し上げたいと思いますが、一つの大きな上の組織のところに三國人がおつて、そして日本人はその売人として手先に使われておるような一つの組織系統図をあとで御説明申し上げたいと思うわけでございまして。その他隠匿場所も非常に巧妙になってきておる。それから、青少年の麻薬の不正使用がだんだんと増加してきておる。それから、大都市だけじゃなくて、そのほかにもだんだんと麻薬禍というものが波及をしてきておるといふ点が最近の傾向というふうな考えられるわけでござい

ます。それから、医師回りの中毒患者の増加、これも結局は一般の密売なり、そういうものの入手が困難な場合には、開業医その他に対して、麻薬中毒患者が、いろいろな方法でそこからの施用を強要するなり、そういうふうな傾向

が出ておる。そういう点が最近のざっと拾い上げた点でございまして、特殊な傾向というふうな考えられるわけでござい

ます。次の七ページの「麻薬の密輸入について」でございまして、これは先ほども申し上げましたように、主として船舶、それから航空機というふうなものが密輸入の輸送手段として使われているわけでございまして。そして、その入ってくる輸出先は、先ほども申し上げましたように東南アジア、主としてバンコック、それから香港というふうなところが一つの点でございまして、これは日本が非常に密輸のいわば価格が高いというふうな点も日本に密輸される一つの原因になっているかと思うわけでござい

ます。それも、昭和三十六年にありますようにハイヒン号その他の船、これは国籍は、ノルウェー、イギリス、インドその他いろいろございまして、主として船員は中国系統の船員が主でございまして、その内訳を表のところに書いてあるわけでござい

ます。それから、少しめぐりまして、次は国内における不正取引の状況を御説明申し上げたいと思ひます。十ページの第三の点でございまして、これは事犯の性格が賭博とか、売春、暴力事犯と同様に、組織化されてきて、単独の事犯が少なくなったという点を先ほども申し上げたわけでござい

まして、その第二表は麻薬取締官事務所の管轄する地区別に事件の件数と人員を表にしてあげてみたわけでござい

ます。これによりまして、関東信越が九百三十一件で四二%、人員が千七百七十三名で四四%というふうな、非常に半数近い件数を示しております。その次に近畿の七百四十四件、三三%、八百十三名の三〇・五%というふうな数字を示しております。不正取引に供される麻薬のほとんどは、先ほども申し上げましたように、ヘロインでござい

ます。それが大体不正麻薬の八五%を示しております。そのほか、大麻あるいはモルヒネ、その他合成麻薬というものがそのあとのパーセントを示しております。その表は第三表に「麻薬別事犯検挙件数及び人員」として掲げているわけでござい

まして、ヘロインが千八百九十件、二千二百六十五名で、ほとんど圧倒的な部分を占めているわけでござい

ます。違反の形態は、これは不正所持が大半でございまして、その次が不正の取引というふうなものが大部分でござい

ます。その内訳は第四表に示しているわけでござい

ます。第五表は、検挙した場合に、どういふ所に隠匿していたかという点を示しているわけでござい

まして、身体及び被服の中に隠しておいた、あるいは自分の家の中なり周囲に置いておいたという点をここにパーセントとしてあげてあるわけでござい

ます。それから、少し途中を省略いたしまして、二十二ページに飛んでいただきたいと思ひますが、麻薬中毒者の状況について申し上げます。これは二十三ページの中ほどに書いてお

りますように、終戦後より現在、昭和三十六年十二月末まで記録した中毒者は七千八百四十名潜在中毒者は、事

犯関係者の取り扱った麻薬の数量及び供述等によつて約四万人、また、常用者を含めると、約二十万人というふうな推定されるわけでござい

ます。この中毒者の統計は、別の資料といたしまして、「昭和三十五年、三十六年における麻薬中毒者統計」それから、三十六年の「麻薬中毒者実態調査」、それから「昭和三十七年上半期における麻薬中毒者統計」というものをお手元に統計資料として提出しておりますので、あとでこの点をあらわになつていただきたいと思います。

そういう麻薬情報というものを的確につかんでいく、したがって、そのための情報網の整備ということが第一に問題になってくると思います。

その次は、各取締機関の連絡の強化という点が必要でないかと思うわけですが、これは現在、昭和三十三年から麻薬対策の連絡会というものを各取締官庁相互間において設置いたしまして、今緊密な連絡のもとにやっておりますが、将来さらさらこういう点に対する各取締官庁の連絡の強化が必要になってくると思ひます。

それから、その次は、捜査技術の向上として取締官その他に対する研修制度を徹底していくということが必要になってくると思ひます。

それから、その次は、濃厚地区の選定及び重点的な取り締まり、全国に一般的な取り締まりということも必要でございますが、濃厚地区に対して重点的な取り締まりをやっていく、そのために、東京、横浜、大阪、神戸等の港湾関係、あるいはその他密集している地区に対しては、重点的な取り締まりをやっていく、そのためにいろいろ組織を強化していくということが必要になってくるかと思ひます。

それから、第四は取締指導監督、これは一般の不正な麻薬施用者に対する指導監督の強化をはかるということでございます。そういうようなことをするために、取締職員を増員なり、捜査用の装備、器具の近代化をはかっていくことも必要でございます。し、罰則を従来よりも強化していく、こういう点については法律の改正が必要かと思ひますが、そういう点が問題

になってくると思ひます。

それから、第二の点におきましては、これは麻薬中毒者対策の問題でございますが、中毒者の収容施設の整備をはかっていくということが問題になってくると思ひます。そのためには、強制収容なり、その資料の問題等について、これも法律の整備を必要とすると思ひます。

第三は、啓蒙、指導の点でございますが、これは従来、今日におきましては、濃厚地区に推進委員会というものを設置し、また、相談員を設置してそういうものの啓蒙に当たっているわけでございますが、さらに強力な一般の国民を対象とする麻薬撲滅のための啓蒙、宣伝、指導ということが必要になってくるかと思ひます。

そういふ点を勘案いたしまして、来年度の予算要求は、まだ省として大蔵省に対する概算要求が決定しているわけじゃございませんが、私どもとしては、麻薬取り締まりの強化のための費用、それから、中毒者対策としては、国立の収容施設を設置する、それから、府県の収容施設に対する二分の一補助金を考慮する。そういうふうなことを重点として、予算の計上を今日事務的には考へておるわけでございます。三十七年度におきましては、億六千四百万の予算額に對しまして、私どもとしては、六、七億程度の予算の要求をいたしたいと考へておるわけでございます。

以上、簡単にございますが、厚生省の説明を終わります。

○委員長(加瀬完吉) 委員の異動についてお知らせをいたします。

本日、久保等君が委員を辞任せられまして、その補欠に柳岡秋夫君が選任せられました。

○委員長(加瀬完吉) 引き続き説明を承ります。警察庁の野田保安局長。

○説明員(野田章君) 警察庁保安局から提出しました資料は、「三十六年中における麻薬犯罪の実態とその取り締まり概況」及び「昭和三十一年上半期における麻薬犯罪の検挙状況について」に、さらに「医療関係者による麻薬事犯等の実態とその検挙状況」という資料を提出してございます。ただいま牛丸薬務局長から御説明がございました麻薬犯罪の実態と、ほとんど同じことが書いてございますので、詳しく説明することをお省したいと思ひますが、目立ったところを資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思ひます。

最初の資料「麻薬犯罪の実態とその取締り概況」の中には、まず、三ページに、三十六年中の麻薬犯罪の検挙件数並びに人員が書いてございます。警察で検挙いたしましたものが二千二百三十件、二千二百九十六人でございます。

次に、この四ページでございますが、四行目に、麻薬犯罪、特にヘロインを対象とした犯罪は、大都市を中心に行なわれておる現状でありまして、神奈川県、大阪、兵庫、警視庁、福岡、これらの府県で約八割を占めておるのがあります。ヘロインにつきましては、大阪府が八割その他の府県で二割という状況であります。なおその次の五ページの表の下に「すなわち」とあつて「主要府県においては、九九%以上が麻薬取締法の違反であり、残りの一%弱がアヘン法の対象である生アヘン

の密輸、不法所持等であるのに対し、これ以外の地域におけるものは半数以上がアヘン法、大麻取締法の違反となつてゐる。」と、こう書いてございすが、要するに大都市主要府県では、全然禁止されておるヘロインというものが大部分であつて、その他の地方の府県におきましては、アヘン、大麻、そういう違反があるという状況でございます。

なお、男と女の関係につきましては七ページにございますが、七ページの一番上の欄にありますように、男が七六%、女が二四%という状況であります。

なお七ページの六に、再犯の状況がございまして、二千二百九十六人のうち、再犯者が千六百五十五人、そのパーセンテージは五〇・八%であります。八ページの上に書いてあります。

なお、日本人と外国人の関係につきましては、八ページに、日本人が約九割、外国人が一割であります。それから、年齢別も、先ほど薬務局長から御説明がございましたが、九ページの八のところに、二十才未満、二十才から二十五才、二十五才から三十才というふうに分けてございまして、これで見まして、要するに三十才以下が五十六%を占めておる、ここに非常に問題があるということでございます。

次の職業別が十ページにございまして、職業別では、要するに無職、暴力団関係者、売春婦等、無為徒食の者が過半数を占めておるということでありまして、無職が二三・三%、暴力団関係者が約二八・八%、暴力団で定職を持つてゐる者がありますので、それを合めると二九・七%ということになつております。これは後ほどまた出て参ります。押収麻薬数量等につきましては十二、十三ページに書いてございまして、

事犯処理の状況は、法務省から来ておられますが、十四ページ、十五ページに書いてございまして、麻薬取締法違反につきましては、八三・六%の起訴率になっております。こういうことが十五ページに書いてございまして、要するに、この起訴、あるいは起訴猶予等になりましては、ケシの栽培事犯とか、あるいは医師の他人に施用した違反、そういう例でありまして、その他の点は厳罰が課せられているという状況であります。

なお、保釈中の事件、あるいは刑の停止中の事件というものが、麻薬という性質上、非常に多いということが十六ページないし十七ページに書いてございまして、保釈中に検挙された事件が六十四件、刑の執行猶予中の検挙者が百四十四名、こういうことが十六、十七ページに書いてございまして、

それから、十八ページ以下に、麻薬犯罪の実態と傾向が書いてございまして、これも先ほど薬務局長から御説明がございましたとおり、十九ページに、その(1)から(6)まで要点を書いてございまして、香港が多少弱くなつてきております。それから、かつてバンコックが東南アジアにおける麻薬の密輸製造の基地になつてゐるようになつてゐるという点、密輸の手段が、これは外航船の乗組員による携帯輸入で、密輸関係者は不良外国人が大部分であるということ、そういう概況は薬務局長の御説明と同様でございます。

なお二十ページに、「密売事犯の実

態と傾向、この中で、これも御説明がありまして、暴力団の相互の関連性が非常にふえてきた、密売の潜在化、巧妙化の傾向がある、他地区への進出、密売ルートの開拓、暴力団の交代のひんぱん化、少年利用の密売の悪質化、つまり密売の検査というものが非常にきびしくなりましたので、目ぼしい暴力団の幹部がうしろに隠れて、そうして少年あるいはそういう者を前に立てて、そうしてこれを使つてやるといふような事犯が非常にふえてきた。この辺は非常に注目すべきものだと思ふのであります。

二十一ページに、暴力団による麻薬犯罪の実態が書いてございまして、これにありまして、総検挙数二千二百九十六人のうち、暴力団関係者の検挙人員は六百八十二名、二九・七％になつてゐるのであります。二十二ページに、その暴力団の数が百四十四団体と、次に、二十二ページの(4)のところに、麻薬取扱者、薬剤士とか医者とか看護婦、そういう取扱者の関与する事犯の実態と傾向が書いてございまして、この点は、別の「医療関係者による麻薬事犯等の実態とその検査状況」にも書いてございまして、最近やはり麻薬の不正施用等の事犯が相当長期にわたつて行なわれておる。しかも、また相当潜在してゐると見られる。同一の中毒者が多数の医師から不正使用を受けておる。医者としてたやすくこれにに応じてゐる。医師の中には、医者自身が中毒に陥つて不正施用してゐる者がある。あるいは経営不信を補うために、麻薬の弊害を適用して、大いに中毒に陥れようとするような不正をしてゐる者がある。それから、麻薬の取り扱いに關

する業務の履行が十分でない。要するに、届出というやうなものが非常に履行されてゐない、あるいは麻薬の保管というものが非常に粗漏であつて、そういう保管場所から麻薬が盗まれるというやうな事犯が非常にたくさんあつておるといふやうな点があるわけでございます。

次に、二十三ページの、麻薬中毒者による事故の実態と傾向、この中毒者の問題が書いてございまして、これも(1)から数項目の項目が書いてございまして、麻薬を入手するために、麻薬中毒者はどんな犠牲も惜しまない、全財産を使い果たす、あるいは、窃盗、詐欺、そういうものによつて麻薬代を捻出す、そういう犯罪と結びつく傾向があるわけでありまして、麻薬中毒者は多数の医師から不正施用を受けてゐる、医師を強要して施用される事犯が増加してゐる、麻薬の窃取事犯も増加してゐる、薬局から窃取する事犯が増加してゐる。中毒者が密売人になる傾向がある、麻薬中毒による死亡事故、死体遺棄事件が増加してゐる、こういう状況であります。なお、麻薬中毒者の実態につきましては、三十五ページ以下に書いてございまして、現在名簿に登載してあります者が六千九百九十一名、そのほか二千三百十名が記載してありますが、これは所在不明等確認されてゐないというものであります。

もうものが非常に大事であると思ひます。次に、国内に密輸入されました麻薬の不正の流通の役割を果してゐる麻薬暴力団の密売組織の壊滅をはかつていくといふこと。第三に、麻薬犯罪を誘発する基盤となつてゐる麻薬中毒の患者を取り締まりを主眼としてゐるわけでありまして、麻薬の密輸につきましては、先ほど来御説明申し上げたやうに、いろいろのルートがございまして、強固な国際的な組織と、巧妙な隠匿方法、それと的確な海外情報の乏しさから、この捜査が非常に困難な現状でございます。こういう点を今後克服して密輸入の取り締まりに邁進いたしたいと存じております。

また、密売組織は、暴力団相互の連携等によりまして、組織が強固となり、単なる麻薬事犯の一面的な取り締まりだけでは、密売組織の上部を突き、それを壊滅させるといふことは困難である。警察といたしましては、警察各般の機能を総合的に發揮しまして、暴行、傷害、窃盗、恫喝、詐欺、売春、賭博、あるいはダフ屋、景品買、あらゆる警察事象からこれらの麻薬暴力団の根を絶つように、多面的な取り締まりを続けて参りたいと考えておるのであります。また、麻薬の利用者に対しては、いわゆる中毒者等についてその実態の把握に努め、あるいはその動向を注視いたしまして、これらの利用者に対して供給されるルートの解明をはかつて、多数の密売者、あるいは麻薬中毒者を検挙しておりますが、これを今後とも大いに強化して参りたいと思ふのであります。で、これらの取り締まりの重点に対応しまして、取り締まりの態勢の整備も着々考へており

ますが、これも警察官の人員の内部の配置転換等によりまして、現在警察庁並びに管区警察庁における麻薬係員の増員、あるいは第一線の各府県本部、警察署等における麻薬係員の増員等、態勢の整備等を考へております。まあ神奈川県、あるいは警視庁におきましては、近く麻薬取締課を独立させるといふ動きが見えております。予算につきましては、麻薬取り締まり関係の予算は、本年度は約五千万円でございまして、来年度の予算要求は、活動費におきまして約二億円あまりを要求中でございます。そのほか、装備、通信器材、映写機等、捜査用の必要な機器代約千二百万円を要求をいたしております。

なお、海外の情報網の問題がございまして、東南アジア各国の大使館、あるいは領事館等の系官と緊密な連携をとらして、それらの東南アジア各国の警察取締官と情報の交換を進めておるわけでございまして、今後できればこれらの在外公館に、麻薬、あるいは治安全般を担当する領事、大使館員の増員を要求したいと考えておるのであります。

概況は以上であります。

○委員長(加瀬完君) 次に、法務省刑事局若野青年課長。

○説明員(萩野一郎君) 法務省関係麻薬事犯の概況について御説明申し上げます。

お手元にお配りいたしました法務省刑事局作成の「麻薬事犯の概況」といふのをごらんいただきたいと思ひます。麻薬関係の法令違反、これは御承知のとおり、麻薬取締法、あへん法、大麻取締法違反、その他刑法の阿片煙

二関スル罪、これらの関係違反事件の過去十一年間における受理並びに処理状況を作成いたしました。これは三ページに作つてございまして、これをこらんでいただきますとおわかりのとおり、昭和三十一年以来、だんだんふえて参りました。三十五年におきましては、戦後の最高数を記録いたしております。それから、三十六年におきましては、これは裏の四ページに「第一表の2」といふのがございまして、これに三十六年の一月から十二月分を記載してございまして、この三十六年におきましても、著しい減少は示してゐないのでございまして、これらの事犯の大部分を占めておりますものは麻薬取締法違反事件でございまして、昭和三十五年のこの受理人員は、麻薬関係事犯の総受理人員の約八五％強に当たつております。さらに、また、昭和三十六年になりますと、実に九三％強と相なつておるわけでございまして。

さて、このような事件がどのように受理され、処理されたかにつきましては、第一表の2、3をまたごらんいただきたいと思つてございまして、昭和三十六年の全国の検察庁における麻薬関係の法令違反事件の受理状況、これは受理人員が、新規三千七百七十三名でございまして、前の年と比べますと、八十人ばかり減少いたしております。しかしながら、これを法令別に検討いたしますと、阿片煙二関スル罪は前年同様ゼロであります。あへん法違反事件は減つております。それから大麻取締法違反事件も減つておるのであります。全体では八十人ほど減つておるのであります。何と麻薬取締法違反事件は二千九百五十五人

と、前年に比べまして七%も増加を示しておるという次第でございます。なお、この麻薬取締法違反事件におきましては、総受理人員の八三%に当たります二千四百五十四人というものが、先ほど警察庁の方からも御説明がありまして、横濱でございましてとか、東京、大阪、福岡、神戸などの各地検におきまして受理されておるのであります。麻薬取締法違反事件の大半は、今申し上げました五つの地方に集中されておる。これは麻薬事犯の分布を示すものとして興味深いものといわなければならぬものと考えておるのであります。

次に、受理いたしました事件はどういうふうな処理されておるか、これもやっぱ「第一表の2」、「第一表の3」をござんたいいただきますとおわかりいただけますように、起訴人員は二千三百七十七人です。昭和三十五年の千九百七十二人に比しますと、三百三十五人、一七%ふえております。起訴率におきまして、昭和三十五年は七〇・六%でございましたのが、昭和三十六年では七九・一%でございまして、前の年よりも大幅に起訴率が上がっております。また、その起訴いたしました人員の内訳をござんたいいただきます。公判請求いたしましたものが全起訴人員中の九四・五%、二千八百八十人、略式命令を請求いたしましたものが五・五%にすぎない百二十七人でございました。起訴の人員等も、もとより前年より下がっております。

次に、これらの起訴いたしました事件がどのように処分されておるか、これを第七ページに司法統計年報から拾

いまして掲載いたしました。そうして三十年から三十五年までを載せたわけでございますが、年々その科刑が重くなっております。特に、一年未満の短期刑に処せられておるものが逐年減少しております。また、刑の執行猶予のいい渡しを受けておりますものも著しく減少しておるのでございます。裁判所のほうでも非常に重点を置いておりまして、検察官のほうも重い求刑をするわけでございまして、最近におきましても、懲役八年、罰金百万円というような、かなり重い刑が言い渡されておる状況でございまして、厚生省、警察庁、いずれも対策についてお話しになったのでございまして、法務省といまして、対策として考えておりますことを一、二申し上げてみたいと思ひます。

その一つは、麻薬事犯につきましては、事のほか厳罰方針をとっておるというところでございまして、この種の事犯につきましては、特に徹底的な検挙と厳正な処理が要請されるということと申し上げるまでもないところでございまして、検察庁におきまして、この方針に従いまして事犯の処理に当たっておりますのでございまして、先ほども申し上げましたとおり、昭和三十六年におきましては、麻薬取締法違反事件の起訴率は八三・三%これは三十五年における全刑法犯の起訴率が五五・二%であることからお考えいただきます。さらにも、相当きつものである。さらに、また、凶悪犯であります殺人、これは起訴率が六六・九%でございまして、放火が六五・一%でございまして、強盗が一・三%でございまして、麻薬事犯

に対する処分がきびしさを加えておるということが言えるのではなからうか、かような気持ちで検察に当たっておりますわけでございます。

第二番目は、麻薬検察の充実強化、これは昭和二十四年以来、全国の各地方検察庁に麻薬係検事というものを置きまして、専門的にこの種の検察の充実強化をはかっておりまして、昨年は、また、指定地の麻薬係検事の中央会同というものを開催いたしました。麻薬検察に関する諸問題について協議をいたしましたほか、横濱地検の検事を東南アジアのほうに派遣いたしました。麻薬事情も視察調査せしめた次第でございまして、ことしも近く十月末か十一月の初めに麻薬係検事会同を開催いたしました。いっそうの麻薬検挙と検察の徹底を期したいと考えておる次第でございまして。

第三番目は、法務省として大きく考えておりますのは、関係機関との連携というところでございまして、きょうの説明も各省から出ておるわけでございまして、それらの担当しておられます係の者が常に緊密な連絡をとることが最も必要だと、かように考えておるわけでございまして、中央におきましても地方におきましても、検察庁、厚生省、大蔵省の関税局、海上保安庁などの諸機関と常に密接な連絡を保っております。ほか、たとえば麻薬取締官の研修でありますとか、あるいは、また、麻薬対策についての地方協議会等には地元検察庁の検察官を出席させるようにいたしております。また、本省からも、できる限り係官を派遣いたしまして協議に参画するなど、麻薬撲滅の目的を達するように努力いたしておる次第でございます。

でございます。

簡単にございしますが、概況を御説明いたしました。

○委員長(加瀬完君) 次に、大蔵省関税局前川業務課長。

○説明員(前川憲一君) ただいま厚生省、警察庁、法務省の方々から、かなり包括的、かつ、網羅的な御説明がございまして、私のほうはごく簡単に御説明申し上げたいと思ひます。資料でございしますが、お手元に「麻薬取締法関係資料」というものをお配りしております。これにつきまして、及びこれを離れまして、現在税関におきまして麻薬の取り締まりを大体どういうふうな方向へ持っておるか、また、今後どういう方向へ持っていくかとしておるのかというふうなことをお話し申し上げたいと思ひます。

この資料のほうでございしますが、ここに、関税法違反といたしまして麻薬の事件を処理いたしました件数が第一ページに出ておりますが、その下の表は、これは事件の簡単な表でございまして、これは三十六年中と三十七年の六月に至るまでの事件の数でござい

ます。

一ページめくっていただきますと、前に掲げましたように、密輸事犯として立件いたしましたもののほかに、税関におきまして麻薬等を発見いたしました事例が書いてございまして、これはどういふものかと申しますと、関税法違反というためには、輸入する人がおられまして、それが輸入された、あるいはされようとしていたということがあるはつきりいたしませんと、関税法違反、つまり密輸入ということにはなりませんので、ただ、先ほどお話しにござ

いたしましたように、やはり水際線、水ぎわにおきまして麻薬を発見するということがきわめて重要でございまして、税関におきましても、入港する航空機、船舶、あるいは旅客、あるいはその乗員、そういうものに付きまして麻薬があるかないかということには十分注意し、経験と注意力を集中いたしましてやっておりますわけでございまして、そこで発見いたしましたも、それがだれのものかわからない、あるいは輸入されるのかされないのかかわらないというふうな場合があるわけでござい

ます。そういう場合には、関税法違反事件といたしましては立件できませんけれども、麻薬取締官事務所なり、あるいは警察なりに引き継いで、麻薬が国内に入るのを水ぎわで防遏するように努力しておる。その事例がここに一件から五件まで、これは本年に入りましてからの事件だけを例示的に書き上げただけでございまして、書いておいた次第でございまして、あとは、ただ御参考までに、関税法、あるいは関税法におきまして、麻薬の取り締まりに關係のある条文がいかに相なっておりますかということを書いたわけでござい

ます。で、この資料を離れまして、先ほど申しましたように、実情がどうなっておるかというのを簡単に以下申し上げますと、先ほどお話しにもございまして、上に、麻薬密輸という事件においては、これをつかまえるということはいわめて重要なことでございまして、とこ

しく、苦勞を要するところでございますが、職員、職員の注意、あるいはできるだけ経験のある職員を配置するといふふうにいたしまして、輸入に際しましての貨物の検査、それから旅具、つまり携帯品その他でございますが、そういうものの検査の段階におきまして、できるだけこれを発見するように努めております。ただ、これはなかなか言うはやすくして行なうはむずかしいと申しますのは、一面におきまして人権尊重ということがございますので、いわゆる、まあむちやくちやな身体搜索というふうなことはできないような情勢にあります。それから、また一方、特に羽田等においていわれておりますように、外国からの観光客等が参ります場合に、あまり羽田で時間がかかると、非常にめんどくさいというふうなことはいけないというふうなことでございまして、いわゆる通関の迅速化、簡易化という要請が一方にあるわけでございまして、そういうふうな要請と調和しつつできるだけやっております。このために、検査、取り締まりに当たります職員に対して、いわゆる研修をやりました、麻薬の性状とか見分け方、そういうふうなものを厚生省の専門家の方々から十分講習をしていただくといったような努力をしておるわけでございまして、こういうわけで、一般的な検査というものは、やはりそこにおのずから限界もございまして、先ほどからたびたびお話も出ましたように、やはり情報によって、疑いのある時点、疑いのある場所、時、そういうところを重点的にやるということがどうしても必要になるわけでございまして、こういう意味合いにおきまして、

厚生省、警察、その他麻薬取り締まりの他官庁との連絡を密にいたして、定期的、あるいは随時に情報を交換いたしまして、それに基づいて、そういう取締官庁の御協力を得て、疑いのある場所につきましても、必要に応じては裁判所の令状をいただきまして捜査をする、こういうことになっておる。もちろん、そのほか一般の密輸情報からみまして、あるいは投書等によりまして税関が麻薬の情報をキャッチいたしました場合には、細大漏らさず、専門官庁であられる麻薬取締官事務所なり警察なりに御連絡申し上げております。

以上が、ごく大ざっぱに申しまして現在の状況でございますが、今後の方向といたしましては、従来やっておりますように、関係機関との連絡を密にする。それから、情報のギブ・アンド・テーク、両方の面につきまして、より緊密にやっております。それから、また、そういう情報があったときに、迅速的確な取り締まりができるように人員を強化し、かつ、また、その機動力、その他捜査に必要な器具等の整備を十分にする、こういう方向で来年度以降やっていくと思っております。

それから、また、海外との関係でございますが、これはまあ国全体としてどの役所も同じことをやるのは、これは予算のむだでありますから、その辺のところは十分に協力して、むだのないようにしなければならぬように思いますが、税関におきまして、できるだけ海外に情報網の触手を伸ばしまして、それから、また、警察、厚生省その他でまとめてお取りになりました情報をいただくというふうなことによ

りまして、国際的な麻薬の取引ルート、の根拠を的確にキャッチする、こういうふうにしたい、かように考えておる次第でございます。

きわめて簡単にございしますが、もしもあとで御質問がございましたら、ならば、さらに御説明申し上げます。

○委員長(加瀬完君) 次に、海上保安庁、警備部長。

○説明員(徳野忠樹君) 海上保安庁といたしましての麻薬の密輸取り締まりの現況につきまして御報告申し上げます。

関係各省からすでに御報告のございましたように、密輸ルートの玄関口の一つであります海上における取り締まりを担ういたします当庁のまず現在の勢力から申し上げますと、全国で九十の保安部署がございまして、これに使用しております船舶は約三百三隻でございますが、これらの部署は、むろん海上保安庁の全目的のためでございますが、海難救助等もむろんございするが、主として密航、密輸等の取り締まりに従事しております船舶は、随時部署等におきまして、必要に応じて指令しておるのであります。陸上における職員といたしましては、百三十名が従事しておるような現状でございます。で、これらの船舶、部署、人員を使いまして、まず、いかなる方法をとっておるかということ申し上げますと、第一が、情報の収集の強化をはかっているということでありまして、先ほどから関係各省でいろいろの御報告のございましたように、非常に少量のものでございまして、きわめてこれらのものの隠匿場所等は、非常に発見にむずかしいわけでございまして、

で、いずれにいたしましても、かような事犯を検挙するには、どうしても情報の入手に努めなければならぬのは当然でございますので、各関係官庁とよく協力しまして、情報の積極的交換をはかりまして同時に、また、第三者からも情報の入手に努めておる次第でございます。

それから、船舶のうちでも、特に要注意船がございしますが、これらのものは、この種事犯の特性といたしまして、きわめて反復性の強いものでございしますので、常に船舶が入港して参りました場合には、終始入港から出航まで当庁の船舶をそばにつけておりました、または航行し、また、当庁の船舶をずっとつけて参りまして、これによりよくある手でございますが、一応密閉した容器の中に入れて海中に投棄いたしまして、それをほかの者が来て拾い上げておかけ持つて上がるといふことがございますので、ずっと目が離せないわけでございまして、これらの追尾警戒をずっとしておるというふうなことでございまして、また、必要とありますれば捜査令状をもらいまして、約数十名の者を船内の立ち入り検査をさせておるものでございまして、それから、他官庁との協力態勢の強化をはかっておりますが、むろんさきに申し上げました情報の入手その他につきましても、積極的に他官庁と協力しておるわけでございまして、特に麻薬取締官、あるいは税関、警察等とも十分協力いたしまして、その検挙に万全を期しておるような次第でございます。

それから、今後の対策といたしまして、いかなることを予算面その他にお

いてはかっているかということでございますが、何分一万海里にも及ぶ広大な海域の取り締まりの万全を期することは、非常にむずかしいところでございしますが、私どもいたしまして、順次警備関係職員と船舶の増強と、これに従事する人員の増強をはかりまして、また、その効率化をはかりまして、機動力の強化をはかり、艦艇の増強等をはかる予定であります。

以上、簡単にございしますが、御報告申し上げます。また後ほど御質問がございましたらお答えいたします。

○委員長(加瀬完君) 政府側の説明は、以上をもって終わりました。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○高野一夫君 ちよつと法務省に伺いたいのですが、今までの麻薬関係の法令によつて処罰された場合には、法律で許されている最高、いわゆる厳罰主義で臨んでおられるか、それとも、まあ主義で、この辺でよからうというふうなところで臨んでおられるか、その辺のところをちよつと聞かせてもらいたい。

○説明員(萩野鑑一郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、麻薬事犯につきましては、厳罰方針をもって臨んでおるものでございまして、容赦をしないという態度でございまして、相当重い求刑をしておるわけでございまして、先ほど表の御説明を申し上げましたが、最近におきましては、最高刑の求刑もしばしばいたしておる次第でございます。

○高野一夫君 それで、先年覚せい剤取締法の改正がございまして、厳罰の強化をはかる、それから、各官庁も非

常に協力していただいて、今日ヒロポン中毒者がほとんど絶無に近い状態である。麻薬取締法を改正いたしまして、さらにこの懲役の年数をふやす、罰金刑も数十倍に上げるというようなことを試みた場合に、それでもつて絶無はできぬでしょうけれども、相当の効果があると考えられますか。

○説明員(新野鍾一郎君) たいま御質問がございましたとおり、覚醒剤の取り締まりにつきましては、罰則の強化をいたしましたし、それから、また、先ほど厚生省の薬務局長からお話

がございましたように、あれは徹底した国民運動と申しますか、PRが行き届いたせいもございまして、まことに数が減少してきたというところはうれし

いことだと思つておられるわけでありま

す。麻薬取り締まりの關係につきま

しても、私も常に地方檢察庁の麻薬係

の検事から意見を聞きまして、この

くらい程度の刑でもつていいかどう

かというふうなことも尋ねておるの

でございます。まあこの事件の處理につ

きまして、今の法定刑では輕過ぎや

しないかという意見も出ております。そ

れから、また、先国会の衆議院にお

きまして、麻薬対策の強化に關する決議

の中に、不正取引者などに対する罰則

の強化ということがあげられておりま

す。法務省におきましても、現行の法定

刑が輕過ぎはしないか、こういうふう

に考えまして、これはほかの法令によ

る法定刑との均衡もございしますが、こ

の際、大幅に画期的に強化する方針の

もとに、ただいま外国の立法例であり

ますとか、その適用になりました具体

的事例等を調査をいたしました。鋭

意研究に努めておる次第であります。

○高野一夫君 それで、懲役刑をかり

に延ばすとして、最高十五年、あるい

は無期というふうなところが考えられ

ますか、この麻薬違反者に対して。麻

薬違反のごとき者には、そういうよう

な高度の懲役刑は課せられぬとか、い

ろい常識もあるでしょうけれども、

十五年、あるいは無期、これは一人、

二人の殺人なんかより、はるかに本質

的に罪の重い場合が非常に多いと思

うのですが、十五年ないし無期懲役とい

うようなことが考えられますか。

○説明員(新野鍾一郎君) 十五年がい

いか無期がいいか、そういうことが考

えられるかどうか、ここで私断言する

権限も、それから、まだそこまで検討

を進めておる段階でもございませんの

で、申し上げかねるわけでもございま

すが、しかし、今申し上げましたよう

に、大幅に、画期的にひとつ強化しよ

うじゃないかという方針のもとにや

つておるわけでもございまして。これは先

ほど来、各省から御説明がございま

したように、外国から麻薬が入ってくる

わけでもございまして、ひとり日本の国

だけ刑が軽いということになりま

す。どうも菅原先生なんかおっしゃ

ておるように、麻薬天国だというよう

なことになってしまふ。ですから、

やはり各国との刑のバランスと

も申しますか、そういうことも考

えて進めて参りたいと思つておるわけ

でございます。したがって、今、先

生から御質問がございまして、十

五年、あるいは無期という線も考

えられないことではない、かように私

は思つております。

○高野一夫君 これは警察庁のほう

から、あるいは厚生省か

ら、どちらからでもけっこうです

が、密輸違反事件の説明を先ほど

伺つておりますが、やはり日本人が

数が多いのですが、しかし、麻薬に

しぼつて考えてみると、やはり中

国人、韓国、人、そういう人が相

当が多いような感じが

します。そこで、私が一つ疑問に

思ふのは、ヒロポンのときの当時

の法務省、あるいは警察庁関係

の説明を伺いま

す。その密造部落の非常に規模

の大きなものが北朝鮮系、特に朝鮮人がや

つておる。そして、自分たち

同じ民族には絶対に売らない、

日本人だけに売る、こういうよ

うな非常に嚴重なやり方を

しておる。私も、これは、

時政府側と相談いたしまして、

これは、日本民族の將來に對する

體面を破壊さ

せる、あるいは精神混迷、また、

社会秩序の混亂というよ

うなことを企図した

一つの思想活動の現われ

じゃないかというふうに考

えて、この密輸活動の現われ

をどうにかして、これを

當面から、この密輸活動

の現われをどうにかして

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

、これを、これを、これを

きたいということ、税関においては、国内においてはこうというふうなことで、こういう方法をとったならば、もっと効果ある密輸摘発ないし防止ができる、こういう何かひとつお考えでもあれば、それを聞かしていただきたい。

○政府委員(牛丸義留君) まず、私から申し上げますが、第一の、密輸防遏の有効適切な手段があればということであり、これは非常にむずかしい問題でございます。しかし、第一には、東南アジア——香港なり、あるいはバンコック等のそういう輸出先の状況というものが、私どもとしては、今のところ全く盲目で、情報があるときにはパッシブにそれを活用しているというように程度でございます。これはこの省でどうするということとは別として、国としてそういうところと一つの情報を持つということをとらねえ考えなければならぬ問題じゃないか、麻薬の情報については、外務省を通じて、直接麻薬担当の中央官庁に情報を交換するということができるといことが国際条約で規定されておまして、そういう点で、薬務局長は情報交換先には一応規定されておりますが、そういう面で、香港政府なり、あるいはほかの国から情報があることもあるわけでございます。しかし、そういうことはどうしても手おくれになるわけでございます。私どもの実際の手先として、そういう点に的確な情報網を附置するということ、これは最小限要請される点じゃないか。それから、こちらに入ってきた港口その他につきましては、それぞれ私どものほうの取締官、あるいは水

上警察その他の警察の機能、あるいは税関の機能、そういう関係の機能を総動員して、的確な情報に基づいた捜査をやる。最近はそのような捜査の機能もだんだんと発見され、整備されて、麻薬を所持しているのを簡単に検出できるといふようなものが、イタリアでそういう機械ができたということ、この前の麻薬委員会でもイタリアの代表から紹介がありまして、私ども今その見本を注文をしているわけでございます。そういういわば科学的な捜査器具の整備をいたしまして、専門官の確かな活動によって、その情報と、そういう捜査の精密、この両面からやっていくという以外には、私どもとして、とりあえずの有効な手段はないんじゃないかというふうに考えます。

それから、第二の中共の点につきましては、これは国際会議にも中共は出ておりませんので、国連の報告その他も全然ありませんし、私どもも的確な情報は持っておりません。ただ、中共でアヘンが禁止され、麻薬のそういう吸引が禁止されたということ、中共と、それからタイ、ビルマの国境周辺というものが、現在アヘンの、ケシの密作地帯ということになっておりますが、これはどうしてもタイ国でも手が及ばないし、ビルマ政府も手が及ばない、中共も手が及ばないというふうな、いわば三国の国境周辺が今日ケシの密作の一大地帯だということにははっきりとしておるわけでございます。そういうところで密作されたものが、バンコックなり、あるいはラングーンなりシンガポールなりというふうなところ、あるいは途中で精製され、あるいはその土地でヘロインその他に製造

されて、それが香港を通じて日本なりアメリカに密輸される、こういう点、これは大体はつきりとした線が出てくるわけでございます。その程度のことしか私どもとしてはわかっていないわけでございます。

○説明員(野田章君) 海外の情報収集という面につきましては、先ほど申し上げたわけですが、やはり麻薬の原産地である東南アジアの各国の取締機関とわが国の取締機関との間に、麻薬取締まりについての国際的な協力体制を強化していくということが非常に重要であると思っております。現在、警察庁として、香港とインドネシアに書記官及び領事を派遣して、それぞれの公館長のもとで勤務しつつ、治安情報等について連絡をしておりますが、今後こういう線を増加して参りたい、かように考えているのであります。たとえばバンコック、あるいはカルカッタ、シンガポール、台北等にさらに駐在官を派遣するようにいたしまして、そうしてそれぞれの国の取締まり機関と常時緊密な情報交換に当たらせるというふうに考えておるのであります。これらの国におきましては、取り締まりに当たっております警察官が、平素警察大学その他に派遣されておられて、人的なつながりは現在多少持つておりますが、また、この国際刑事警察機構による情報の交換という基盤もありまして、治安情報全般及び麻薬等については、東南アジア各国との間に今後強力な連絡の体制を作つて参りたいと思っております。

等の警察官の日本に対する派遣を現在要請しておりますが、これらの警察官から麻薬担当係官がわが国に派遣されて参りますならば、これらの派遣員との間に麻薬に関する研修を実施しまして、麻薬取締まりについての構成、あるいは取締機構、あるいは取り締まりに関する情報の交換、麻薬事情等、各般の問題について協議をして参りたい。これらの国々との間に、できれば毎年情報交換の意味で、こちらからも派遣したり、あるいは先方からも東京に派遣を受けたりというような機会を極力作つて参りたい、かように考えております。

現在、麻薬取締官が百五十名、それに麻薬取締員が百名が定員でございます。その活動によって麻薬取締まりが行なわれておるわけでございます。その本年の予算は、総額で一億六千四百万円でございます。それで、それを来年度の予算といたしましては、取締機構の整備として麻薬取締官の増員を考慮しております。これは人員増をどの程度ということはまだはつきりしませんが、少なくとも現在の取締官では手薄でございますので、各地区の麻薬取締官事務所が十分な機能を發揮できる程度の増員をお願いしたいと思っております。そのほか、捜査用の器具の近代化として、いろんな器具の購入代、そういうふうなものでも大体約五千七百万円、それから、取り締まりの旅費、活動費等を含めまして三千万円程度、それから、海外駐在の費用といたしまして、これは三千万円でございますが、二千六百万円、それから、そのほか麻薬取締官事務所を整備して七千万円。それから、第二番目は、麻薬中毒対策として、国立の収容施設を百床のものを設置したい、これが大体一億二千万円程度の予算が必要になってきます。そのほか、各府県なり法人で設置される収容ベッドの整備の補助として、百床分、二千五百万円を見込む。それから、そういうものに対する入院措置の費用として、約八千万程度のものを見込んでおります。そのほか、麻薬摘収策推進費等を加えて、七億円程度の概算でございます。これはまだ確定した数字でないことだけを御了承願いたいと思っております。

○説明員(野田章君) 三十八年度の麻

締まりを実施した例も数多くございま
すし、そういう現実において私どもは
緊密な連絡をとってやっているつもり
でございますが、さらにそういう点は

いかに協調しても協調し過ぎることはない程度に必要なことではないかというふうにお考えしております。現在は、昭和三十三年から、中央におきまして各省間の連絡会議というものを、大体毎月、あるいは時によつては隔月というふうなこともございますが、連絡の会議を開いておまして、そうして、それぞれの省で、そのとき必要なテーマにつきまして意見を述べたり、あるいはその連絡すべき事項をやっておるわけでございます。第一線においても、そういう点について、相協力して麻薬の撲滅をはかるように私どもとしても指導をやっておるわけでございますが、それよりもさらに緊密な、たとえばヒロポンの対策のときに、ヒロポン対策の対策本部というふうなものができまして、そうして強力な体制のもとにヒロポンの撲滅をやった例もございまして、そういうふうな一つの機構を作っていくことに対しては、私どもは賛成でございます。

○藤原道子君 今、外地へ現地の情報収集のために派遣されている人、これはどれくらい行っておるのですか。各省とも、外地調査というか、情報収集のためにどれくらい人員がどこへ派遣されておるのですか。

○説明員(野田章君) 在外公館に派遣になっておりますのは、先ほど申しましたように、香港に一人、それからインドネシアに一人でございます。麻薬とは直接関係ありませんが、警察から海外に情報連絡で行っておりますのは、ほかにペリの大統領に一人、それからローマ大使館に一人、それからユーゴスラビアの大統領に一人、現在、警察庁から外務省に派遣になっており

ますのは、ただいま申しましたような数でございます。

○藤原道子君 五人。

○説明員(野田章君) 五人でございます。そのほかに、先ほど申しましたように、ポーランドを含めて、ことし五人の増員計画を立てまして、今、大蔵省、外務省等と折衝にかかろうという状態でございます。で、現在の状態から申しますと、結局、外地へ参りまして一つの事務所を独立に設けて、何人かの自分の部下を使って情報収集をするというところまではちょっとむずかしい、要するに、在外公館に派遣をして、その派遣員と内地の取り締まり機関とよく連絡をして、こちらの情報を港政庁とか、その他関係出先の政府の取り締まり機関に国内の情報を渡す、そうして向こうから情報をもろうというふうな形で、在外公館を通して国内資料の交換なり情報の交換をやつて、そこからこちらに情報を送ってもらうという形でいくのが今までの形でございます。おそろく当分の形で行つていく、多少派遣先をふやすという線で行くほうがいいのじゃないかと考えております。

○藤原道子君 私は、在外公館に派遣して、そこで活躍をする、それはそれでいいと思うのですけれども、大体、麻薬に対して各省の対策が非常に弱かったと思うのです。人殺し、ほんとうに悪質な人殺しですから、人を殺すなら直接殺すのだけれども、これはじりじり殺していつている。しかも、それによつて日本の金が、聞くとここによると、七百億くらい海外へ流れてい

るのじゃないか、こういうことです。だんだん若い世代の者がむしばまれていくということになると、どのくらいか、予算が要るかもしれませんけれども、思い切つて各省連絡をして遺憾なきを期してもらつても、やり過ぎになるということは絶対ではないかと思う。もつと強くやつてほしいかと思う。私、この際、特に要望しておきたい。それから、もう一つお伺いしたいと思ひますことは、今へロインですか、これを使つてゐるのは日本とアメリカだけですか。こういう良質なものを、使つてゐるのは、最近、香港より、むしろ日本のほうが中継地になつてゐる。日本に密輸されたものが、さらに日本からアメリカへ送られてゐるというふうな、密輸の基地になつてゐるというふうなことも聞かされてゐますが、その実態はどんなものなんですか。

○説明員(野田章君) 今までの警察で検査をしました事例につきましては、日本が中継基地になつてアメリカに流れてゐるという事例は、今まではございませぬ。検査した事例では、しかしま、アメリカの麻薬対策の施設としては、現在、香港、あるいはイタ国、あるいはフィリピン等にアメリカは麻薬の情報官を設置して、日本等とも連絡防止に努めてゐるというところはありますけれども、日本からアメリカへ流れ

てゐるというのは、今までのところでは私どもは聞いておりません。

○藤原道子君 そこで、お伺いしたいのですが、ほとんどが税関でずいぶんきびしく取り締まつていらつしやる。ところが、アメリカの軍艦とか、アメ

リカの飛行機とかというふうなものに對しては、日本は手が出ないのです。ね。それを使つてもしも入つてきた場合には、取り締まりとかする方法はないと私はしろとなり考へるのです。が、それらに對してはどういう方法を持つてゐるのか。これは野放しでいつてゐるのじゃないかと思はれるのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(牛丸義智君) 在日のアメリカ駐留軍等の不法所持については、麻薬取り締まり官等もそこにタッチしておるわけでございます。アメリカの軍人が不法所持したというものを、いはい軍人から密売されたというものを検査した例もございまして、また、私どもがそういう活動に對して、アメリカ軍当局からの感謝状ももらつてゐる例もございまして、日本の国内とアメリカ軍に對しては、取り締まりの協力態勢でできるわけでございます。しかし、軍艦その他に對しては、ちよつとこれは私どもの手に及ばないところでありますから、その点はおそろくそういう事例があるかどうか疑問でございしますが、一応閣外というふうな考えております。

○藤原道子君 これは私たちが、しっかりと情報を持つてゐるわけではあ

持つてこようと思へば、幾らでも持つてこられるのですからね。

○政府委員(牛丸義智君) 在日のアメリカ軍との間に、取り締まりのそういう協力の話し合いをしてゐるわけでありまして、現実に、そうしてアメリカ軍の駐在地その他に對しても、取締官が活動を行なつてゐるという現状でございます。

○委員(加瀬完君) これは保安局長もお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(野田章君) 先ほどお配りしました資料の十九ページの(3)に書いてございまして、三十六年中に外国の軍人、外交官の関与する事案の検査はな

いわけでございます。しかし、幾つかの情報もたらされております。横浜で外国軍人が約五百グラムの麻薬を持つてゐるのを検査したという事例があるというのを今、係から聞きまして、確かに従来検査した事例では、はなはだまれでありますけれども、そういう飛行機によつて、あるいはその他によつて携行して入つてくるというケースはあり得ることだと思つております。したがつて、それぞれの軍

うこともあるわけでございます。これは当然軍人そのものの、あるいは軍の基地なり、そのものの捜査と、その外側の捜査と一連のチーム・ワークをとって、いろいろの事案の検挙に努めるというところに最善を尽くしていく以外にない、かように考えております。

○藤原道子君 くだいようですけれども、アメリカの軍人が持っていたというような場合には、その出所を追及した場合に、どういふところから入ってきておられますか。

○説明員(野田章君) 香港からです。藤原道子君 そうではなくてその軍人が香港から入ってきたのですか。

○説明員(野田章君) そうです。藤原道子君 ということになれば、麻薬なんというのは、たまたま好運でつかまっているというふうな状態なんですが、今のところ、というところになれば、香港だってシンガポールだって、バンコックだってアメリカだって、自由自在な所なんですから、軍の関係で入ってくるから、携帯していることがわからないのです。だから、これは遠慮がちに連絡しているのだから、思うのですけれども、とにかく麻薬の殺人的なこのあり方から考えて、強くアメリカとの間を、合同会議ですか、そういう意味でも強く主張して、やはり第三国の手を取り締まりますと同時に、その方面からも入っているという可能性は、それら、それらの芽もつむような努力をいっそう私は強くやつてもらいたいということを要望しておきます。

○政府委員(牛丸義留君) 現在の連絡以上に、私どもも緊密な連絡をとりま

したいと思ひます。○委員長(加瀬完君) 今の問題で、検挙はないのですけれども、容疑の件数、あるいは容疑の内容等についての御調査がありますか。

○政府委員(牛丸義留君) アメリカの軍用機及び航空母艦を利用した麻薬事件というのは、昭和三十三年に、横浜の私どもの関東信越の麻薬取締官事務所が検挙した例がございますので、それを御答へ申し上げたいと思ひます。

簡単に概略を申し上げますと、三年の二月十三日に、極東空軍のジョソソ基地のOSI、これはアメリカの太平洋空軍特別犯罪調査部でございますが、そのOSIからの情報に基づいて捜査を開始して、そして麻薬ヘロインの二十八包、六百八十九グラムを押収した例がございます。これは香港から米軍の軍用機によって搬入してきたという例でございます。それから、また、同年の三月四日、神奈川県横須賀市の米海軍情報部からの連絡によつて、航空母艦のキーアーサー号が香港を出発して横須賀に入港する。その乗組員のE・A・バイヤード上等准尉という者が、香港の基地から、香港に勤務している看護少佐からのスーツケースを預かっている。それを日本における受取人がいなくなったので、そのスーツケースを海に捨ててくれと、こういう電報を受けたことから不審を抱いて、そのスーツケースをあけて、ヘロイン二千九グラムを発見した。こういう例がございますので、情報だけでなく、現実にはアメリカの軍用機並びに航空母艦等を利用して麻薬事件というものはあることを御報告申し上げます。

○藤原道子君 非常におもしろいと思ひます。これは、やろうと思へば幾らでもできるんですよ。だから、これはアメリカがたまたま連絡してくれたからわかつたようなことなんですね。ですから、こういうことは非常に大きな問題でございますから、もっと強くこれに何らかの方法をやることのできるように、十分検討してもらわな

困る。これは私は、第三国人のほうへだけ目をそらしていても、その方面から入ってくるのは野放しなんですから、悪く言えば、これをどう阻止していくかというところは頭の痛い問題だろうと思ひます。痛いからといって、そのままにできませんので、これは強く話し合ひを進めてもらわな

それから、今までのお話で、麻薬の問題は大体わかつたわけですから、麻薬も、さらに、きよう厚生省の報告によらると、中毒患者の問題にも若干触れていられたようですけれども、この間の禁断症状のときでも大騒ぎしましたけれども、さて収容するといへば、収容する場所がないんですね。そして禁断症状が切れば、みんな出してやるんだという、地域へ。あれはもう三年くばだいたっていても、白いものをいせればだめになるというわけるくらい根強い魅力を持つものだというのを聞いて、このわけですね。ところが、日本では、これだけ多くの中毒患者がおりながら、今収容されたのはわずかです。う。精神衛生法でやっているだけなんです。収容所というのはないんです。これに對して、厚生省は今後どの程度の熱意をもって対策を立てられるか。きよう言われたようなことも、もう少し詳しく御説明願ひたい。

○政府委員(牛丸義留君) 現在一番私どももおくれを感じておりますのは、取り締まりの強化の点はさることながら、中毒患者の収容施設がまだ整備されてないという点でございます。これは昨年から、ようやく麻薬の専門の収容施設というものが、国庫補助の予算措置もできまして、わずかながらそういう緒についたようでございます。現在、財団法人の復光会の病院、それから神奈川県立の麻薬収容施設とかを今年度の予算で作っているという程度でございます。どうしてもこれは現在の私どもが掌握できる、あるいは行政的に発見できる中毒患者の収容に、さらにさういふ点について予算措置をいきたいと思います。そして、まあこれは確かな全体の中毒患者数といふものはよくわかりませんが、私どもとしては、とりあえず収容施設といふものは、二千ベッドぐらいは必要であるのじやないかというふうな考え方があるわけでございます。そういう点に對して、今のままでいきますと、精神衛生法によつて措置入院をしているという点でございますので、麻薬取締法なり、あるいは精神衛生法を改正しまして、その辺の強制入院の措置を、法的な根拠をもう少しはっきりとさせていく必要があるのじやないか。

それから、先ほど藤原先生のお話にもありましたように、現在の法規では、なおかつたそれ以上強制的に入院させなくとも、ある一定の期間は強制的に入院をさせて、そして治療を完成させるといふようなことを考えていく必要があるのではないかと。この点については、いろいろと法律上の問題がございますので、現在検討しているわけでございます。また、東南アジア等の例を見ますと、六月ぐらいは入院の一つの期間といふふうな考えられているようでございます。禁断症状は十日前後でなくなるわけでございます。それから、あと、どの程度まで一体やたらいか。これはまあ医学的ないろいろ問題もございまして、それから、医学上の問題を離れても、精神的な問題もございまして、精神的な問題もございまして、三カ月ぐらいは病院で治療をするといふようなことをまず考えていきたいといふふうなことをまず考えます。そうすることによつて、単に禁断症状をなおしたいというだけじゃなくて、自後の肉体的、精神的な回復を待って、そして退院をする。そして再び中毒の繰り返しをなるべくやめていくといふようなことを指導していくべきじやないかというふうな考え方があるわけでございます。で、そういう点につきましても、入院中の問題、その他の問題もございまして、そういう患者等と関連して、国の補助といううなことも考えたいかかというところで、来年度の予算に考えておるわけでございます。

○藤原道子君 東南アジアでも六カ月、それから、どこか、今ちよっと記憶にないのですが、三年ぐらい島を開放して、島でコロニー的な恢復をはかっている国があるというふうな聞いています。そういうことは御調査ないですか。というくらいに、

確認している約七千人と、いわゆる四万人との間に相当な開きがあるわけです。つまりそれだけがわれわれのまだ目の中に入ってきていない数字が相当ある。これをいろいろな面から突きとめていって、できるだけはつきりその

麻薬中毒者の実態を把握するという作業を現在やっております。で、もう一つの御質問の、どの程度の人員の増強が必要かと申します点は、現在ちょっと明言しかねるところがございまして、私どもとしては、さしあたり、できれば現在の専従員の数を、これは先ほど専従員と兼務者で約二千人あまり、二千二百人くらいだと思いますが、兼務という線ではなくて、専務者の数をできるだけふやしていきたい。これはできれば、やっぱり今の倍くらいの数にしていきたい。もちろん倍にしたからといって、先ほど申しましたように、七千人の中毒者を四万人まで詰めていく作業が一気にできるとは思いませんけれども、現在の人員を倍くらいにしてはいきたい。しかし、御承知のように、警察の人員も、麻薬以外にも非常に手薄な面が、交通とか、その他たくさんございまして、警察官の増員という問題も、にわかにむずかしいところから、現在のところでは、既配置の人員の中から、比較的手が余っているところはあるかもしれませんが、何とかひねり出して、そして麻薬専従者というものを多少なりともふやしていくという努力を事実問題としてやっていると現状でございまして。

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬取締官は、取締官としては全国に百五十人配置されております。それから、各都道府県にそのほかに取締員が百名、先ほどいわれましたように、合計二百五十人、こうなっております。これをどの程度まで増員すれば完璧を期せられるか、これはなかなかむずかしい問題でございまして、御承知のように、麻薬

取締官は、警察の取り締まりとまた違わけて、これは麻薬そのものを追っかけておるわけがございまして、私どもとしては、まあいわば少数精鋭主義でいくべき性格のものじゃないかと、いうことで、いたずらに数をふやしたら、現在の二倍にしたら二倍に実績がふえるというふうには考えられませんが、現在の八地区の麻薬取締官を、今よりもっと活動しやすいような方向に持っていくには、私どもとしては倍くらい人間は必要じゃないか。しかし、問題は、それと同時に、活動し得るような条件ということが必要になってくると思いますが、人員だけかという、私どもも非常にこれは大ざっぱな議論かもしれませんが、二倍程度の増員があれば、現在の麻薬取締官のそういう特性を生かす意味の活動がもっとできるのではないかと、いうふうに考えておるわけでありまして。

○丸茂重貞君 これは午前中もお答えがあったので、少しくどいようですが、これが治安当局と厚生省と二またで捜査に当たっておられる。これが正直のところ、御両者の立場から、捜査に支障を来すとか、そういうふうなことはございせんか。簡単にひとつ。

○説明員(野田章君) 現在のところ、麻薬取締官と警察官との間に、同一の対象を追っているために支障を来したという例はほとんどございせん。と申しますのは、今お話のありましたように、実際に潜在している犯罪というものが非常に多いわけですね。現在、厚生省の保官及び警察官が追っ

けていますけれども、全体の中の非常に一部を追っておりますわけでありまして、したがって、もしこの両者で同じものを追っているということになれば、警察と厚生省との間に、共助協定なりその他をちゃんとしておりました、そのケース・バイ・ケースで打ち合わせをして、そうして幾らでも次に伸びるわけですから、そういういわば潜在している未開発の地域が無限に存在している。したがって、そういう面で捜査意欲というものをお互いに燃やしながら、それぞれぶつかり合うところは相互に譲り合う基準等もできておりますので、今までのところは、格別支障を来しておるという事実はほとんどございせん。

○政府委員(牛丸義留君) 私どものほうから見ても、ただいま保安局長が申されましたように、それぞれの方法でやっております、共同でやるというところはあります、いたずらに両方で二元的にやられて非常に不便があるというようなことは今まで一度も配はないかと思ひます。

○丸茂重貞君 大体、厚生省は、御承知のように、行政当局ですから、その行政当局に所属している麻薬取締官が捜査権を持って動くというところは、これは異例な事実でございましょうね。そこで、今、業務局長のお話にあったように、量より質の問題なんだ、これはよくわかりました。ところが、治安当局のほうでは、お互いに今までは支障がなかった、こういうお話なんです。が、お配りをいただいた治安当局の資料の中に「医療関係者による麻薬事犯等の実態とその検査状況」というのが

ありますね。この二ページの一冊下ですが、「反面行政庁による監督が十分でないことがうかがわれる」のだ、こういう表現があるようございましてね。これは今の言葉と直接御関係がなくてもいいんですか、どういう御見解からいわれたことなんでしょうか。

○説明員(野田章君) この医療関係者による麻薬犯罪の検査状況で、私どもは、行政庁による監督なり指導をさらに強化してほしいという要望をいたしましたゆえに、医師が麻薬を施用する場合には特別な免許が要るわけですが、その免許のある医師だけが麻薬を取り扱うわけですが、しかも、その場合でも、中毒者に麻薬を施用するということは許されていない。したがって、その病気の治療上麻薬を使う場合は許されているわけですが、それ以外の施用というものは許されていない。そこで、医師に麻薬中毒患者等が来た場合、それを届け出るとか、あるいは医師が麻薬を保管している場合に、かぎのかかった入れものに確実に保管しなければいけないとか、そういうような義務が医師自身にあるわけでありまして。ところが、そういう義務を、医師とか、あるいは看護婦とか診療所等が守っていない。そのために、あるいは強迫し、あるいは恐喝し、あるいは欺罔するなどして、中毒者が数十件の診療所なり医師から麻薬の施用を受けているというやうな実情がこの資料に書いてあるわけでありまして。そういう意味で、医師とか看護婦とか、そういうものを行政指導、監督する府県の衛生部なり、あるいは厚生省御当局において、特に麻薬取扱者の取り扱ひの疎漏からくる問

題を解決するように、ひとつ行政監督をしてほしい、こういうことを要望したわけがございまして。

○丸茂重貞君 これに対する業務局長の御見解はどうですか。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの保安局長の御説明でもおわかりだと思いますが、これは麻薬取締官なり、取締員と警察との権限の競合ということではなくして、一般的な医療従事者に対する衛生行政と申しますか、そういう面の行政指導の必要性を私はいわれていることだと思ひますし、両方の取締員なり、警察との間の権限の競合なり、そういう問題とは少し離れていて問題じゃないかというふうに解釈しております。

○丸茂重貞君 これは私の想像ですが、この表現から裏返すと、こういう見解が成り立つかどうか。たとえば行政当局の本来の使命は、監督を十分ならしめるのが本来の使命である。ところが、異例の捜査権を持ったがために、先ほど保安局長が言われたように、非常に対象が多いものだから、それぞれの立場から追っかけても、今は競合している余裕がない。ところが、厚生省のほうにすれば、元来監督の立場にあるべき立場なんだが、捜査権を付与されたために、一生懸命捜査のほうに力を入れ過ぎたために、監督のほうがおろそかになった結果、治安当局からこういう資料になったということも、言つて言えないこともないと思ひますが、これに対して業務局長から御説明いただきたいのですか。

○政府委員(牛丸義留君) 麻薬取締官のほうには不正麻薬を追っかけているわけがございまして、それから、都道府

県の吏員でございます麻栗取締員というものは、麻栗取締法に基づく麻栗施設用者の監督をやっているわけでございます。そういう麻栗取締員の活動と行政権の問題は、多少その点の構成は変わっているわけでございます。麻栗施設用の免許は都道府県知事がやるわけでございまして、そういう都道府県知事が衛生行政の一環としてやられる一般監督指導というものと麻栗取締員の活

動というものは、私は、一般行政権の問題の中に異例の取締権を付与されたから、そこに何か事務的な支障があるのじやないかというものは、多少ニュアンスが違っている問題じやないかというふうに考えまして、あくまで一般衛生行政の取り締まりをもっとしっかりやれというような保安当局の御意見だというふうに私は解釈しておるわけでございます。

○丸茂重貞君　これは、近い将来、麻薬対策に対して強力な施策を行なう上に重要な問題なんで、重ねてお伺いしますが、大体専門学識を持っている技術者が、今麻薬取締官として捜査権を付与されている。そういう方々は、麻薬に対する専門的な知識は非常に深くて高いが、捜査ということになれば、これはまた特別な立場になりましてよう。その辺にもし弱点があるとすれば、今後の統一的な強力対策を立てる上に大きな支障になると思います。これは私の私見でございますが、むしろそういう技術を修得した方々は、一般的な捜査を行なうグループの専門的な指導者としての立場を持つような格好で近い将来の麻薬対策の中に位置づけしたほうがいいかどうか、これは私の私見でございます。この点について、

もつとはっきり申し上げますならば、一般の捜査を本職とされる方々にまかすにまかせる、しかし、その捜査の土台となる専門的な知識については、専門知識を持った技術者におまかせする、科学捜査の捜査、何というのですか、警察にありませんね、ああいう格好でいったほうが能率的であるのか、これをちよつと御両所からお教えいただきたいのです。

○政府委員(牛丸義留君) ただいまの丸茂先生のお話は、いわば犯罪捜査ということからいいますならば、もうまさにそのとおりだと思うわけでございますが、麻薬取締官なり麻薬取締員のやっておりますのは、麻薬の捜査でございますので、もちろんこれは犯罪捜査的な一つの技術も必要であるわけでございますが、長年麻薬取締官に就任してゐるのが麻薬取締官の実態で

でございますし、その点の御心配は、私はそうお考えになる必要はないと考ええております。結局は、いろいろな面において、特別の行政権なり取締権を付与されているものは、たとえば密輸に對しては税関というものがございますし、それから、そのほか、警察から離れた独自の一つの分野に對する独特の取締行政というものはあるわけでございますから、それと同じ意味において、麻薬という特殊なものに對して麻薬取締官という専門家がいるということも、私は一つの行き方じやないかというふうに考えております。しかし、また、その点について、一般の犯罪捜査、そういうものの知識も必要でございますから、その点が一番基礎となる警察のほうの協力をお願いして、共同して取り締まりに当たっていくという

ことは必要だろーと思います。

○説明員(野田章君) 警察と麻薬取締まりの専門の麻薬取締官等との関係についての御意見でございますが、私も麻薬犯罪を警察で捜査している立場から申しますと、麻薬犯罪というものがある種の犯罪と結びついて行なわれているという面が一面ではございます。したがいまして、警察の麻薬専任の捜査員のほかに、防犯、保安、ある

いは刑事、各部の捜査員が協力して捜査をしているという実情もございいます。したがいまして、警察の面からいいますと、多面的に、傷害の面から、あるいは暴行、脅迫の面から、あるいは窃盗、いろいろな犯罪と麻薬犯罪が結びついておりますので、広い面から、できるだけ広い窓口から麻薬というものに届くという捜査も一面ではやっているわけでございます。しか

し、その半面、麻薬につきましては、やはり常習の麻薬密輸入者、あるいは常習の麻薬ブローカー、そういうものもあるわけございまして、これらに對する継続的、かつ系統的な情報収集なり、視察内偵というものも、やはり非常に重要な部分になってくると思ふのでございます。そういう面で、かりに麻薬取締官なり、その他関係機関で海外との連絡を持っている主要な人物の視察内偵を継続的に行ない、それらの線からまた協力者を得て、強力な取り締まりの手が打てるということも非常に可能性のあることだと思ひます。したがいまして、麻薬の捜査というものは、多角的に、多面的にいく面と、非常に中心に最短距離で追っていく面と、各種各様のものがございます。で、それぞれの能力を十分に持つてい

る機関が、また、そういう人員が警官の中にもおりますし、また、麻薬取締官の中にもいる。現在の段階では、それらのあらゆる機関、あらゆる捜査員がお互いに十分な連携、協力態勢をとって、そうして総力をあげてやっっていくということが現在行なわれている捜査のあり方だと思います。なお、先ほど来問題になりました、ただ警察としましては、中毒者に関する限り、さい

の河原に石を積むような愚をなるべく繰り返したくないという願望を持っているわけでございます。現場で次から次へと犯罪者を検挙いたしまして、これを送致してもすぐに出てくる、あるいはすぐに繰り返すというようなことを何とか食いとめたい、そういう面では、午前中も問題になりました刑罰の問題、あるいは保釈の問題、あるいは収容施設等の問題、そういういわば厚

生省御当局に対していろいろ要望しておりますのは、捜査の上の競合の問題ではなくて、捜査以外の面でこれらのものの麻薬禍の防止の大きなやはり助長行政の手を打ってもらいたいと、こういうことを一面では警察では要望し、それらの助長行政の施策と相待って取り締まりの効果というものが逐次重なっていくと、こういう仕組みにしてほしいという意味で、しばしば厚生省のほうにいろいろな情報を申し上げているわけでございます。

○丸茂重寅君　ただいまの御発言の中の、中毒患者が出た、この中毒患者を、一々今の法律では探知できませんから、これも野放しになる。先ほどのお話とつなぎ合わせますと、医療機関で施用した中では、ひどいのは一人の患者が数十軒の医師を回って注射を打た

している、麻薬を打っている、こういうお話があったのですが、いたいたい医療関係者による資料の三ページの由ですけれども、他人に施用八十六件というのがありますね、この中にはそれが入っていますか。一件としてそれぞれ……。

○説明員（野田章君） ええ。

○丸茂重貞君 そういうことですな。そうした場合に、数十軒にわたって共

くまでに、およそ中毒患者というのは一応野放しになっていたとはいへ、先ほどのあれですと、七千人押えていゝる。それが数十軒廻る間に、それを途中で阻止するような手は打てなかつたのですか。どうなんですか。

○説明員(野田章君) 結局これらの患者が住所なり氏名を全部偽るわけですから、ですから、私どもで持つておりまゝです名簿の中にも、はたして写真とか指

紋がついているわけでもありませんから、犯罪で検挙したもののについては、ある程度はつきりしていますが、本人の申告なり病院の届出等による名簿もあるわけです。したがって、数十軒も歩いてゐるわけですから、非常に注意すれば、医者が本来そういう中毒患者に軽々しく麻薬を施用してはいけないことになってゐるのですから、連絡をとればわかると思うのですけれども、それが多少事務的に疎漏に流れてゐるという一面もあるのじゃないかと思つます。それから、一面では、今言つたように患者が巧みに氏名、住所等を偽装して医者をだますというところから、なかなかつかみにくいという面も出てくるのじゃないかと、かように考えております。

○丸茂重貞君　今のお話ですと、中毒

というのは、医療用麻薬とは全然関係ないヘロインの犯罪です。ヘロインの犯罪につきましては、先ほど申し上げました三つの重点がそのまま当てはま

るものと思ひます。しかし、午前中配付しました資料の二十八、二十九ページのところをちょっとごらんいただきたいと思ひますが、中毒原因別で、疾病に起因するものが三六・八％ある。それから、好奇心等によるものが六二・二％ある。つまり、現在の麻薬中毒者のうち、ヘロイン等によるものは大都市に非常に多くて、中小都市、いなかの府県のほうに比べれば、ヘロインによる中毒ではなくて、疾病等の治療から、だんだん麻薬というものが中毒症状になってきたというものが非常に多いわけです。この二十八ページの資料にありますように、主要府県とその他の地方の府県と比べると、主要府県では七九・一％が好奇心とか誘惑によって出ておる。ところが、いなかの府県では七一・七％が疾病の治療に起因して中毒になっている。したがって、その麻薬中毒との戦いということになれば、これはどうしても都会の中毒者というものは、神戸とか、横浜、大阪、そういうところは非法法のヘロインによって中毒になる。したがって、ヘロインに対する警察の取締対策というものは、大都市のいわゆる麻薬密集地帯と称せられるところを、先ほど申しました三つの重点で徹底的にやっつけていかなければならない。ところが、日本全体の広い府県を見渡すと、その他のいなかの府県では、ヘロインなどからくる中毒でなくて、七一・七％が疾病の治療に関連してきておつて、しかも、医療用麻薬による中毒が非常に多い。特に年令別に見ましても、この次のページに書いてございしますが、その主要府県のほうは九二・三％の大部分がヘロインの中毒者であ

る。ところが、主要府県以外の府県では、ヘロインによる中毒者はわずかに六・一％しかない。そうして年令も、医療用麻薬を常用する比較的高年令層の中毒者というものがいなかの府県に多いという面からいまして、われわれは、いわゆるヘロインに対する犯罪の捜査というものを、先ほどの三つの重点でいくと同時に、ヘロイン以外の、医療用麻薬による疾病というものがそのまま治療するものもあるわけですが、不幸にして中毒になっていく者もある。先ほど申しました六千九百九十一名の中毒者の状況の中にもございしますが、これはまた治療の効果で、いなかのほうは非常に治療しているのです。ですから、主要府県、大阪府、のヘロイン以外のものでは、また、非常に治療している者も相当あるわけがございまして、一がいかに医者というものを私どもは非難をしたり、あるいはそれを差別待遇するわけではないわけです。しかし、医療機関関係者がこの麻薬中毒というものと戦っていく上に、一面においては悪質なヘロインとの戦いの補助的な役割がもしもせんが、これとこれは競合してない、こつちは大都市、こつちは中都市なり、いなかの府県、そういうものの間でお互いにチーム・ワークをとって、お互いにそういう二つの面で応援していこうじゃないかという意味でございまして、決して警察というものが、いたずらに点数のために弱い者いじめ、やさしいところを捜査の手を伸ばしているというふうな、本心からの御意見じゃないと思ひますが、決してそういうわけではないわけがございします。その点を一応了解を得たいと思ひます。

○山本杉君 関連。薬務局長並びに保安局長にお伺ひしたいのですが、先ほど来からいろいろお話を伺つておりまして、大体分析、追及は十分にしているのだと思ひます。そうして、この委員会がこの問題を取り上げる以上は、何としても麻薬は撲滅しなければならぬと思ひますが、今後その方向に向つて、今も九委員から、予算の要求があれば幾らも努力するというお話があつた。また、さつき藤原委員が、中途半端では困るというのを言つていらしたのでございしますが、伺ひたい点は、私どもも一生懸命いたします。必ず日本からこの麻薬禍を撲滅する自信があたりでしようかということを一言伺つておきたい。

○政府委員（牛丸義留君） これはヒロポンの例もございしますし、私どもはできると思ひます。また、やらなければならぬというふうな考へております。

○説明員（野田章君） 薬務局長の申されたのと同じ趣旨でございまして、あくまでもこの撲滅に最前を尽くして参りたいと思ひます。

○村尾重雄君 午前中、高野委員から、麻薬取締りの強化の方途の一つとして、罰則強化に関するお尋ねがあつたのであります。私、この罰則について関係者の御意見を一つ、二つお伺ひしたいと思ひます。

と申し上げるのは、今も昔も、犯罪と、その犯罪に対する刑罰を比べると、犯罪者にとって罰が合わないというものが日本の通例なんです。なるほど犯罪に対する刑罰というものは、重いどころか、過酷なぐらいのものが多くございしている。ところが、麻薬の取り締りについては、違反者に対する罰則というものが軽いということが、今日のこの犯罪者の非常にふえている実情から見れば、これは事実だと、こう考へる。そこで、厚生省から、これは二、三日前にいただいたのですが、きょうちよつと目を通したのですが、たとえば送検して、裁判所において処分を受けて確定した受役者は、三十六年度九百九十八名に對しての懲役年月の合計が千七百七十一名三カ月となつております。また、罰金のものが九百七十七名で、その罰金総額が百五十九万八千幾ら、また懲役罰金というものがあつますが、時間がかかるので省きますが、この表だけ見ても、たとえば九百九十八名に對する懲役年数を簡単に割りますと、一人一年二カ月にすぎない。また、特にひどいのは罰金刑なんです。これも簡単に割りますと、合っているかどうかお調べ願ひたいのですが、一人について一万六千五百円程度にしか罰金がかつてこないという計算になるのです。私は、その懲役が重い輕いは、一年二カ月というものがどうかということとは触れませんが、しかし、特に罰金の問題なんです。御承知のように、この麻薬の關係者がどれほどの巨利を占めていられるかということ、もちろん上下の格差がはなはだしきというところは事実ですが、それほど麻薬の違反行為によって利益を得ているかということ、いろいろと人に聞き、調べたり、また、自分でそれを知つた場合にその中心人物といふか、違反者の行為に對して憤激を感じる。そういう点から考へて、現行の、たとえば五十万円の罰金刑というか、あるいは懲役においても、しかも、常習者であり、再犯者であり、これがせいぜい十年以下の

懲役が最高だということについては、いかに罰則が輕いかということ痛切に感じるのです。こういう点で、麻薬課長の先日当委員会でお話のあったときに、罰金刑に對しては、現在の五十万円をば、百万円単位とか、あるいは一千万円単位に罰金刑を引き上げたいという御意向があつたと聞きました。私は、ほかの一般法の罰則とどういふ關係になるか知りませんが、一千万円単位でもこれは低過ぎると思ひます。これはひとつ十分お考へ願つて、いわゆる億単位までこれは引き上げるべきだと思ひます。と申し上げるのは、これによって、巨利を得ている中心人物といふものは、何億、何十億という利益を得ているということは、これは確かな問題だと思ひます。こういうふうな点で、午前中、無期懲役というふうなお話もございしましたが、こうした懲役についての意見はまず抜いて、特に私は、時間がないので、關係者に御意見をお伺ひしたいと思ひますが、罰金刑の輕いということについてどういふお考へを持っておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員（秋野鐘一郎君） 午前中にもちよつと罰則の強化の点について、法務省が、ただいま大幅に画期的に引き上げる方針のもとに検討しておるというふうにお答え申し上げたのでございしますが、罰金刑につきましても同様に考へております。

○村尾重雄君 この罰則強化については、關係者は取り締まりの強化のために、違反を撲滅するためにこれは必要だということはお承知のとおりでありますから、それはお答え願ひなくてもよろしゅうございします。

○委員長(加瀬完君) どなたかお答えになりませんか。
速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記始めて。

○委員長(加瀬完君) 高野委員より発言を求められておりますので、これを許します。

○高野一夫君 私は、この際、各党各会派共同提案にかかる麻薬対策に関する決議案を提出したいと思ひます。

案文を朗読いたします。

麻薬対策に関する決議案

麻薬悪用の徹底撲滅を期する為左の事項に就て政府は速かに対策を講ぜられむ事を要望する。

一、麻薬悪用者に対しては、厳罰主義をとること。

一、現行麻薬取締法を改正して、麻薬悪用に對する刑罰を強化し、麻薬中毒患者を強制収容して治療する道を講ずること。

一、麻薬取締官を大幅に増員すること。

一、密輸入防止の為政府各機関の連絡並びに國際的連絡を一層緊密にし、その摘発に粗漏なからしむるよう努めること。

一、政府は、麻薬悪用の怖るべき事実を國民に周知徹底せしめ、且つ麻薬対策に要する予算の増額を計ること。

一、政府は、麻薬対策の一元化を計るため麻薬対策中央本部を設置し、特に右の対策を強力に推進せしめるよう講ずること。
以上であります。

○委員長(加瀬完君) ただいま高野委員より提出されました決議案を議題といたします。

高野委員提出決議案を本委員会の決議とすることに御賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 全会一致と認めます。よつて、高野委員提出の決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、西村厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(西村英一君) ただいま本委員会におきまして、麻薬対策に関する決議をいただきましたが、それに対して政府の所信を一言申し述べたいと思ひます。

今までも、厚生省といたしましては、麻薬対策につきましては、非常に力をいたしたつもりではございますが、最近の検査の状態その他を見まして、必ずしも私たちの目的を達しておらないのは、はなはだ皆さま方に対して申しわけない次第でございます。私が申すまでもなく、麻薬は、これは民族の消長にかかる重大問題でありますので、この点にかんがみまして、当委員会の委員の方々も、各党各派を通じてこの強い決議になったと、私はかように思ひますのでございます。われわれといたしましては、今後この決議の趣旨に沿ひまして力を尽くしたいと思ひ、次第でございますので、皆さま方の御協力を今後お願い申し上げる次第でございます。

○委員長(加瀬完君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は同日)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、栄養士法等の一部を改正する法律案(第四十回国会参議院提出)

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 国及び地方公共団体は、病院又は診療所が不足している地域について、計画的に病院又は診療所を整備するように努めなければならない。

第七条第二項中「前項の許可は、これを与えないことがある。」を「前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 病院を開設した者、医師及び歯科医師でない者で診療所を開設した者又は助産婦でない者で助産婦を開設したものが、病床数、病床の種類(精神病床、伝染病床、結核病床、らい病床及びその他の病床の区別をいう。以下同じ)その他の省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可

の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく省令の定める要件に適合するときは、前二項の許可を与えなければならない。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 都道府県知事は、次に掲げる者が病院の開設の許可又は病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可の申請をした場合において、当該申請に係る病床の種類に応じ、当該地域(当該申請に係る病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管区域を含む二以上の保健所の所管区域若しくは当該都道府県の区域又はこれらの区域により難い場合には厚生大臣の定めるその他の区域をいう。このうちいずれの区域によるかは、当該申請に係る病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、厚生大臣の定めるところによる。)における病院の病床数が、省令の定めるところにより算定したその地域の必要病床数にすでに達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは病床数の増加若しくは病床の種類の変更によつてこれをこえることになると認めるときは、前条第三項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

一 第三十一条に規定する者

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定に基づき設立された共済組合及びその連合会

三 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三百三十四号)の規定に基づき設立された共済組合

四 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の規定に基づき設立された共済組合

五 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づき設立された共済組合

六 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定に基づき設立された共済組合

七 前五号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会

八 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会

九 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

十 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十七条ノ二及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第七十九条の施設として病院を開設する者

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、厚生大臣の定めるところにより病院の機

能及び性格を考慮して、必要な補正を行なわなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定による定めをするに当たつては、医療審議会の意見を聞かなければならない。

5 日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、労働福祉事業団又は簡易保険郵便年金福祉事業団は、病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならぬ。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して八箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の第七條の二の規定は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の変更に係るこの法律の施行前になされた許可の申請については、適用しない。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

化に関する法律の一部を改正する法律

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六條」を「第六十五條の二」に改める。

第一條中「適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合」を「適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合、又は営業の健全な経営が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合」に改める。

第八條第一項第一号中「、又は阻害されるおそれがある場合」を「若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合」に改める。

第九條に次の一項を加える。

3 厚生大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、二箇月以内に同項の認可に関する処分をするように努めなければならない。

第五十六條中「第九條第二項、」を「第九條第二項及び第三項、」に、「第四十八條及び」を「第四十八條並びに」に改め、「第九條第二項中「前項」とあり、」の下に「同条第三項中「第一項」とあり、」を、「第五十五條」と、「」の下に「第九條第三項中「同項」とあるのは「同条」と、」を加える。

第五十六條の二中「適正な衛生措置の確保」の下に「又は当該営業の経営の維持」を加える。

第五十七條第一項中「適正な衛生措置の確保」の下に「又は当該営業の経営の維持」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の申出は、都道府県知事は、意見を附して厚生大臣に送付しなければならない。

第五十八條第三項中「第五十六條の二の規定による勧告」を「第五十六條の二の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告」に改める。

第六十二條の次に次の一條を加える。

（営業停止命令）
第六十二條の二 厚生大臣は、営業者が第五十七條第一項の規定による命令に違反したときは二箇月以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第六十四條第二項中「又は第五十七條第一項の規定による命令」を削り、「これらの規定」を「同条」に改める。

第七章中第六十六條の前に次の一條を加える。

第六十五條の二 第六十二條の二の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十九條中「業務」に關し、」の下に「第六十五條の二」を加える。

附 則
この法律は公布の日から施行する。

（栄養士法の一部改正）
第一條 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。
この法律で管理栄養士とは、前項に規定する業務であつて複雑又は困難なものを行なう適格性を有する者として登録された栄養士をいう。

第五條中「栄養士の名称」の下に「（その者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称を含む。）」を加え、同條の次に次の四條を加える。

第五條の二 栄養士であつて次の各号の一に該当するものは、厚生省に備える管理栄養士名簿に登録を受けて、管理栄養士になることができる。
一 厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者
二 第二條第一項第一号に規定する栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）のうち修業年限が四年であるものであつて、学校にあつては文部大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものであるものにおいて管理栄養士たるに必要な知識及び技能を修得した者

第五條の三 厚生大臣は毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について、管理栄養士試験を行なう。

第五條の四 管理栄養士であつて次の各号の一に該当するものでなければ、受けることができない。
一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者

第二條に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
三 修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものを卒業した者
四 修業年限が四年である養成施設（第五條の二第二号に該当する養成施設を除く。）を卒業した者
第五條の五 管理栄養士が次の各号の一に該当する場合には、厚生大臣は、その登録をまつ消ししなければならない。
一 栄養士の免許を取り消されたとき。
二 死亡し、又は失そのの宣告を受けたとき。
第六條に次の一項を加える。
管理栄養士でなければ、管理栄養士の名称を用いてはならない。
第七條中「試験」の下に「並びに管理栄養士の登録、養成施設及び試験」を加える。
第八條第二号中「類似する名称」の下に「（その者が管理栄養士であるときは、管理栄養士の名称を含む。）」を加える。
（栄養改善法の一部改正）

第二条 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「栄養士」を「管理栄養士」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（集団給食施設における栄養管理）
第九条の二 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設（以下「集団給食施設」という。）の設置者は、栄養の指導を行なわせるため、当該集団給食施設に栄養士を置くように努めなければならない。

2 一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給する集団給食施設の設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

第十条の見出しを削り、同条中「特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設（以下「集団給食施設」という。）を「集団給食施設」に改める。

第十三条第一項中「及び栄養士試験」を「並びに栄養士試験及び管理栄養士試験」に改める。

附則
（施行期日）
1 この法律のうち第一条並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定は昭和三十八年四月一日から、第二条及び附則第五項の規定は昭和三十九年四月一日から施行する。

（管理栄養士試験の特例）
第七部 社会労働委員会会議録第四号
昭和三十七年八月二十八日（参議院）

2 第一条の規定の施行の際現に次の各号の一に該当する者が、栄養士の免許を受けた後厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえたときは、その者に対する改正後の栄養士法第五条の三に規定する管理栄養士試験は、当分の間、その科目の一部を免除して行なう。

一 栄養士の免許を受けている者
二 栄養士の免許を受ける資格を有する者
三 栄養士法第二条第一項第一号に規定する養成施設において修業中の者

3 第一条の規定の施行の際栄養士法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者であつて栄養士の実務の見習中のもの又は中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて栄養士の実務の見習中のものが、昭和四十年三月三十一日までの間に栄養士の免許を受けた後、厚生省令で定める施設において栄養の指導に従事する期間が五年をこえるに至つたときも、前項と同様とする。

（管理栄養士の登録の特例）
4 附則第二項又は前項に該当する者のうち、厚生大臣が、厚生省令で定める基準により、その者が栄養の指導に従事した施設及び当該指導業務の内容を検討して附則第二項又は前項の規定により行なう

試験を免除すべきものと認めたる者は、改正後の栄養士法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

（栄養指導員の経過措置）
5 改正前の栄養改善法第九条第三項の規定により任命された栄養指導員である者は、改正後の同項の規定にかかわらず、その地位を失わない。

（厚生省設置法の一部改正）
6 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二十一号中「栄養士試験」の下に「及び管理栄養士試験」を加える。
第二十九条第一項の表中「及び栄養士試験」を並びに栄養士試験及び管理栄養士試験に改める。

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（第一一三三）（第一一四四）

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願（第一一五五）（第一三九号）（第一五四号）

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一四一四号）（第一四二二号）（第一四三三）（第一四四四号）

一、農山漁村の幼児保育に関する請願（第一一三三）（第一三七号）

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（第一一六〇号）

一、戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（第一一三三）（第一一四四）

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願（第一一五五）（第一三九号）（第一五四号）

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一四一四号）（第一四二二号）（第一四三三）（第一四四四号）

一、農山漁村の幼児保育に関する請願（第一一三三）（第一三七号）

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（第一一六〇号）

一、戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（第一一三三）（第一一四四）

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願（第一一五五）（第一三九号）（第一五四号）

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一四一四号）（第一四二二号）（第一四三三）（第一四四四号）

一、農山漁村の幼児保育に関する請願（第一一三三）（第一三七号）

一、戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（第一一三三）（第一一四四）

一、戦争犯罪関係者に対する補償の請願（第一一五五）（第一三九号）（第一五四号）

一、失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（第一一六号）（第一一七号）（第一一八号）（第一一九号）（第一四一四号）（第一四二二号）（第一四三三）（第一四四四号）

一、農山漁村の幼児保育に関する請願（第一一三三）（第一三七号）

一、戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願（第一一三三）（第一一四四）

日受理
戦争犯罪関係者に対する補償の請願
請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四 浦田寅治郎 外三十六名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一五四号 昭和三十七年八月十五日受理
戦争犯罪関係者に対する補償の請願
請願者 山形県飽海郡遊佐町大字大蔵岡字坂下一九・二一ノ四 北野兵蔵外四名

紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一一六号 昭和三十七年八月十日受理
失業対策事業打ち切り反対等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市小川町一六 橋本輝子外千五百名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一七号 昭和三十七年八月十日受理
失業対策事業打ち切り反対等に関する請願（二通）
請願者 東京都板橋区常盤台町四ノ三五 川口茂蔵外九百五十四名

紹介議員 鈴木 市藏君

第一三九号 昭和三十七年八月十三

第一一五号 昭和三十七年八月十日受理
戦争犯罪関係者に対する補償の請願（二通）
請願者 佐賀県東松浦郡浜崎五島町浜崎二、一四〇 渡辺信吉外十名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

第一三九号 昭和三十七年八月十三

第一一五号 昭和三十七年八月十日受理
戦争犯罪関係者に対する補償の請願（二通）
請願者 佐賀県東松浦郡浜崎五島町浜崎二、一四〇 渡辺信吉外十名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第八四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一八号 昭和三十七年八月十日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願（三通）

請願者 東京都新宿区戸塚町四ノ六〇一 吉田しん外

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一一九号 昭和三十七年八月十日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願（四通）

請願者 静岡県浜松市広沢町

名 藤原花枝外五千五百六

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一四一号 昭和三十七年八月十三日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願（三通）

請願者 東京都豊島区池袋三ノ

二二 早川鑑外二千五百四十三名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一四二号 昭和三十七年八月十三日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請

願（二通）

請願者 茨城県高萩市有明町三ノ六四 高野ハツミ外

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一四三号 昭和三十七年八月十三日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願（三通）

請願者 東京都中央区日本橋人形町一ノ一二 田崎わ

き外二千四百七十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一四四号 昭和三十七年八月十三日受理

失業対策事業打切り反対等に関する請願（四通）

請願者 東京都豊島区千早町一ノ三二 青葉荘内 岡崎

ひろ外三千十名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第一三三号 昭和三十七年八月十一日受理

農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 山形県村山市大字土生田二、二一六東北・北

海道地域保育所連合会

内 阿部千里外十名

紹介議員 村山 道雄君

の希薄な、しかも経済力に乏しい北海道、東北の農山漁村にとつては、積雪量多く冬期通園の不可能な地域もある等の実態から見て不適であると考えられる。また、最近の人口構造の変遷と国の所得倍増計画の影響による第一次産業人口の減少は、地域の労働力の中心を婦人と老人にしわよせする結果となり、特に農村の幼少者は、保育に欠けるまま放置されている有様であるから、部落立、あるいは婦人会立で必然的に発生した小規模な地域保育所（無認可保育所約六百箇所）に対し、現行の保育所最低基準を改め保育に欠ける基準を上げる等の措置を講じてこれを法制化、予算措置を講ぜられたいとの請願。

第一三七号 昭和三十七年八月十三日受理

農山漁村の幼児保育に関する請願

請願者 山形県酒田市大字広野字中通四〇 脇谷純一

外十一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一六〇号 昭和三十七年八月十六日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県浅口市郡鴨方町小坂東四六三 出原文平

秋山 長造君

紹介議員 有作君

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受け遺族年金を支給されている軍属の遺児は、満十八歳でその支給を打ち切

られるが、恩給法の適用を受け公務扶助料を支給されている軍人の遺児は満二十歳まで公務扶助料が支給されている。このように同じ戦争犠牲者でありながら支給年齢に相違があるのは不合理であるから、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正してこれが不均衡を是正せられたいとの請願。